

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和5年12月13日(水)
午後0時58分～午後1時44分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 千葉栄幸 副委員長 板橋美保
委員 大泉徳子 委員 齋浩美
委員 及川秀一 委員 菊地忍
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 建設部長 村上諭
出席をした 建設部次長兼 菊地浩幸
者の職氏名 都市計画課長 大沼孝宏
土木課長 渡邊文彦
都市開発課長 遠藤靖久
建設部企画員兼 小泉敏
土木課長補佐 佐山昭徳
都市計画課長補佐兼 成田利顕
建築係長 菱沼美由紀
都市計画課技術補佐兼 白坂竜介
公園係長 奈良厚
都市開発課技術主幹兼
市街地まちづくり係長

6 事務局職員 事務局 長 大澤 博
主幹兼議事調査係長 若林 潤
主 査 菅原 翔太

7 付議事件

- (1) 議案第88号 名取市集会所条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第92号 名取市道路占用料条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第93号 名取市公共物管理条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第94号 名取市都市公園条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第96号 土地の売払いについて
- (6) 議案第106号 指定管理者の指定について
- (7) 陳情第3号 県道258号仙台館腰線の愛称の命名についての陳情

午後0時58分 開 会

○委員長（千葉栄幸） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、建設部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議にかかる一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第88号 名取市集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 新しい北目集会所の現在までの工事の進捗と完成予定について伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、空港対策係長。

○都市開発課空港対策係長（成田利顕） 現在、建物の基礎部分の工事を実施しております。具体的には基礎のコンクリートの打設が終了しまして、今週は型枠の解体等の作業を行っている状況です。建物の完成時期ですが、令和6年3月中には工事が完了する見込みでして、3月末には引渡しを受ける予定です。

○委員長（千葉栄幸） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） そういった工事の進捗状況や建物の引渡しの時期などの情報について、地域の皆さんと共有はされているのでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、空港対策係長。

○都市開発課空港対策係長（成田利顕） 具体的な工程等の説明については、

工事契約が完了した当初の段階で地元の皆さんに説明をしております。個々の進捗についての説明は、その都度行っておりませんが、地元自治会へは令和6年3月末までに引き渡すことで御説明をしているところです。

○委員長(千葉栄幸) ほかにありませんか。及川秀一委員。

○委員(及川秀一) 条例の附則について、条例の公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとありますが、その考え方としては公布の日施行するということになるのかお尋ねします。

○委員長(千葉栄幸) 答弁、空港対策係長。

○都市開発課空港対策係長(成田利顕) 令和6年3月末までに工事が完了するのであれば、通常4月に公布ということので定めることができましたと思いますが、工事の進捗において今後資材の納期の遅れや悪天候など不測の事態も想定されたことから公布の日から5月を超えない範囲において施行すると定めたものです。

○委員長(千葉栄幸) 及川秀一委員。

○委員(及川秀一) 通常は施行日が何月何日からと入ってくると思うのですが、その辺についてはどのように対応するのでしょうか。

○委員長(千葉栄幸) 答弁、空港対策係長。

○都市開発課空港対策係長(成田利顕) 現在、令和6年4月1日施行と想定しておりますが、先ほど申し上げたように不測の事態が起きた場合には、5月中旬施行といったスケジュールを考えております。

○委員長(千葉栄幸) ほかにありませんか。大泉徳子委員。

○委員(大泉徳子) 本条例第2条第1号に該当するものとして11か所目になりますが、これまでの集会所とは違って何か工夫して工事内容や設備内容に盛り込んだものはあるのでしょうか。

○委員長(千葉栄幸) 答弁、空港対策係長。

○都市開発課空港対策係長(成田利顕) 今回の北目集会所の建物については、本村下区集会所が木造で建築した直近の集会所になるため、そちらを参考にしながら、地元の北目自治会の方々が使いやすいようにフローリングをホールの真ん中で間仕切りできるようにしたり、物置をこれまでの集会所と比べて少し広めに確保するなど配慮したところです。

○委員長（千葉栄幸） 大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 管理運営はどのようになるのでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、空港対策係長。

○都市開発課空港対策係長（成田利顕） 管理運営については、北目自治会に維持管理業務を委託することを考えております。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今回新しく集会所が建設されますが、今まで使っていた北目区生活センターは今後どのようなようになるのでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、空港対策係長。

○都市開発課空港対策係長（成田利顕） 北目区生活センターについては、北目自治会のほうで今回の北目集会所の完成後に、時期を見計らって解体したいというような話を伺っております。

○委員長（千葉栄幸） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） それは自治会の費用負担で解体するという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、空港対策係長。

○都市開発課空港対策係長（成田利顕） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第88号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号 名取市集会所条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（千葉栄幸） 起立全員であります。よって、議案第88号は原案のと

おり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号 名取市道路占用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） ほかの自治体だと割と早めに改正されていて、国土交通省の改正も結構前にあったと聞いたのですが、今回ほかの自治体と比べて提案が遅くなった背景や理由について伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、土木課長。

○土木課長（大沼孝宏） 背景ですが、まず改正の間隔は平成19年3月に国土交通省において取りまとめられました道路占用料制度に関する調査検討会の報告書がありまして、そちらで占用料の改定時期については3年程度ごとに検討することが妥当であると提言がありました。国では平成20年4月以降、3年ごとに改定しているところです。

本市においては、平成21年2月議会において、否決された経緯があります。否決された理由としては、市の財政状況や自治体の状況等を勘案しながら、提案時期を選ぶべきとのことでありました。

これらのこともあり、他市町村の状況がおおよそ把握できる時間を設け、1年遅れで施行するということです。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 今回条例を改正することによる影響額はどれくらい出るのか伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、土木課長。

○土木課長（大沼孝宏） 道路占用料の影響額については、令和4年度の決算額ベースで算出しますと、令和4年度の決算額は2,118万7,958円です。これに対して、単価改正後の見込額は2,293万4,877円で、差額の174万6,919円が増収となる見込みで、率にすると約8.2%の増収となる見込みです。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 基本的に占用料を支払うのは大体は企業が対象になるのでしょうか。個人で占用料を支払う例はあるのでしょうか。もし企業が多いの

であれば、その件数も伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、土木課長。

○土木課長（大沼孝宏） 道路占用料については、NTT東日本や東北電力株式会社が大口となっておりまして、そのほかにはケーブル関係の会社となっております。あと、その他一般分と区分けしますと、金額の割合でNTT東日本が約44%、東北電力株式会社が約33%、その他のケーブル会社が約5.5%、その他一般区分は約15%と捉えているところです。

○委員長（千葉栄幸） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 今のその他一般分の説明について、大口の会社ではなく中小企業とか個人の方も含まれるのでしょうか。もう少し詳しく伺えればと思います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、土木総務係長。

○土木課土木総務係長（菱沼美由紀） 数字的なところは捉えておりませんが、ほとんどについて中小企業が多いかと思われまます。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第92号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第92号 名取市道路占用料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（千葉栄幸） 起立全員であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号 名取市公共物管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 公共物管理についても、道路占用と同じようにNTT東日本や東北電力株式会社が多い傾向で、それ以外がケーブル会社等と割合的には似たものでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、土木課長。

○土木課長（大沼孝宏） こちらの公共物については割合が少し変わってきます。NTT東日本が約1%、東北電力株式会社が約8%、ケーブル会社等が1%未満、一般分が約89%となっております。

○委員長（千葉栄幸） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 道路占用と違って公共物については割合が逆転して、一般分が多いのは、こういった特徴があって多いのか伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、土木総務係長。

○土木課土木総務係長（菱沼美由紀） 公共物管理の一般分について、個人のほうが非常に多くなっております。例えば、個人で家の前に流れる水路に橋をかけて通行できるようにしたりしております。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。及川秀一委員。

○委員（及川秀一） 今の説明を聞いて一般分が約89%ということですが、そうすると例えば一般分の影響額、値上げ率はどのようになるのでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、土木課長。

○土木課長（大沼孝宏） それぞれの一般分という形では数字を出していないところです。公共物管理全体の今回の影響額について申し上げますと、令和4年度の決算額が1,787万9,965円、これに対して単価改正後の見込額は、1,964万4,392円となります。差額の176万4,427円が増収となる見込みでして、率にして約9.9%です。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第93号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第93号 名取市公共物管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（千葉栄幸） 起立多数であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号 名取市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） こちらの議案についても、今回改正することで影響額がどれくらいでるのか伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、公園係長。

○都市計画課公園係長（白坂竜介） 影響額について、電柱や電話柱の占用料を今年度の比較でお答えします。令和5年度の21万6,872円に対して、23万9,652円で2万2,780円の増額となり、率にして約10.5%の増額となります。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） こちらについても、道路占用や公共物管理と同様に企業が多いのか、個人が多いのか、その辺の詳細について伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、公園係長。

○都市計画課公園係長（白坂竜介） おおむね東北電力株式会社やNTT東日本が占めております。

○委員長（千葉栄幸） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 先ほどと同様に、もう少し詳しい割合などの数字的なものを伺います。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、公園係長。

○都市計画課公園係長（白坂竜介） NTT東日本については、第一種電話柱

となるのですが、改正前は9万5,680円で改正後は10万6,080円を見込んでおり、増加率は約110.87%です。また、東北電力株式会社については改正前の10万8,230円に対して改正後は11万9,190円で約10.13%の増加を見込んでおります。電柱の本数については、NTT東日本が208本、東北電力株式会社が137本です。

○委員長（千葉栄幸） 暫時、休憩します。

午後1時20分 休 憩

午後1時21分 再 開

○委員長（千葉栄幸） 再開いたします。

答弁、公園係長。

○都市計画課公園係長（白坂竜介） 割合について、NTT東日本の電話柱が全体の約60.3%で、東北電力株式会社の電柱が全体の約39.7%です。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第94号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第94号 名取市都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（千葉栄幸） 起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号 土地の売払いについてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。及川秀一委員。

○委員（及川秀一） 今回この土地の売払いを行うことによって、産業用地の売却予定の土地の残りは全体のどれくらいになるのかお尋ねします。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、市街地まちづくり係長。

○都市開発課市街地まちづくり係長（奈良 厚） 産業用地は全体で31ヘクタールありまして、今回の売払い分で3.9ヘクタールとなっております。現在の進捗は約12.6%で、残りについては27.1ヘクタールです。

○委員長（千葉栄幸） 及川秀一委員。

○委員（及川秀一） そうすると残り27.1ヘクタールは、希望者がいればそのまま売却可能ということでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、都市開発課長。

○都市開発課長（渡邊文彦） 現在、工事が完了しているのが5ヘクタールで、これに対して3.9ヘクタールが売却済みです。残りについては、工事中ということで、工事が完了し次第、売却という形になりまして現段階では引き合いがかなり来ていますので、完成と希望者の用地購入時期等々が希望時期に合うように、工事を進めていくという流れです。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 今回の売払い先の流通の企業について、どの程度の大型車などが走る予定なのか、分かる範囲でお尋ねします。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、市街地まちづくり係長。

○都市開発課市街地まちづくり係長（奈良 厚） 1日の車の出入りについては、25台を想定しているところです。内訳ですが、大型トラックが1日10台、小型トラックが1日15台で具体的な大きさまでは把握しておりません。

○委員長（千葉栄幸） 大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） この企業に限らず、これから産業用地は造成工事が進むということですが、住宅地用とは別に道路の強度を強めるということはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、市街地まちづくり係長。

○都市開発課市街地まちづくり係長（奈良 厚） 道路については、特に厚くしているわけではありません。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 今回の土地の売払いについて、契約先が物流関係で大型と小型のトラックが1日25台出入りするとのことでしたが、協議の中で住宅地を通り抜けていくこともあると思うので、交通安全対策を話し合ったりしているのでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、市街地まちづくり係長。

○都市開発課市街地まちづくり係長（奈良 厚） 具体的に交通安全対策ということで話し合いはしていませんが、まちづくり部会等に参加しまして、どういふ企業が来るのかというような話をしながら、進めているところです。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 先ほどの大泉委員の質疑と少し重複してしまうのですが、やはり大型トラックが通ると舗装されている法面の入り口の歩道のタイルがへこんだり、グレーチングの蓋が破損したりすることもあるかと思えます。大型トラックが通ることについての対策は取られていないのでしょうか。もしくは、破損した場合に交換する感じで今回の売払いは進んでいるのでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、市街地街づくり係長。

○都市開発課市街地街づくり係長（奈良 厚） 企業用地に入るための法面については、補強しております。経年によって変化が出てくるかなと思いますが、まずは補強はしている状況です。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第96号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第96号 土地の売払いについてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（千葉栄幸） 起立全員であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 今回指定管理をする中で、その前に名取駅東地区にぎわい再生計画の関係で1年間延長したりとありましたが、今回延長してもう一度複数年で契約するに当たって新規で盛り込まれたことや、実施してほしい項目はあったのでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、都市開発課長。

○都市開発課長（渡邊文彦） 令和4年に1年間延長したわけですが、名取駅東地区にぎわい再生計画も策定中ということで、コミュニティプラザの使い方についても、これまでの原則を一旦置いて考えようということで1年間延長しました。指定管理の項目について変更はありませんが、名取駅東地区にぎわい再生計画の中では学生や若者世代が集まる施設にしようということで考えております。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 逆に名取まちづくり株式会社から新規に盛り込みたいことなど、提案はあったのでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、都市開発課長。

○都市開発課長（渡邊文彦） 名取まちづくり株式会社から特に提案はありませんでした。先日の本会議でも御質疑ありましたが、ソフト的に軽食を提供するといった対応をしていただくことを、こちらから提案しております。

○委員長（千葉栄幸） 大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 私はよく名取まちづくり株式会社の方とお話する機会があるのですが、社員の高齢化が進んでいるようで、メンバーチェンジもたまにあるようです。体制的には問題ないとの判断でよろしいでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 答弁、都市開発課長。

○都市開発課長（渡邊文彦） 体制的には指定管理料の中に当然、人件費が含まれていますが、名取まちづくり株式会社から令和6年度については、現在の

9人体制から1人増やすとの提案がありました。全体の労働時間は変わりませんが、一人一人の労働時間を減らしたいと伺っております。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第106号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第106号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（千葉栄幸） 起立全員であります。よって、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第88号及び議案第92号から議案第94号まで、並びに議案第96号、議案第106号の6か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 御異議なしと認めます。

よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で、付託議案の審査を終了します。

説明員退席のため、暫時、休憩をいたします。

午後1時34分 休 憩

午後1時35分 再 開

○委員長（千葉栄幸） 再開いたします。

次に、付議事件の（7）陳情第3号 県道258号仙台館腰線の愛称の命名に

ついでに陳情を議題といたします。

陳情1か件に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

初めに、報告書案1か件について、書記をして説明をいたさせます。

その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（菅原翔太）〔資料により説明をなした〕

○委員長（千葉栄幸） ただいま、書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午後1時40分 休 憩

*休憩中の要旨

- ・委員長案について、文言の整理を行った。
- ・案中の実方通りという文言を、かぎ括弧でくくるべきという意見、県道に対しての陳情であるため県の考え方を最初に説明すべきという意見があり、報告書案の修正については委員からの意見を踏まえ委員長に一任することとした。

午後1時43分 再 開

○委員長（千葉栄幸） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告については、休憩中の協議のとおりとしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いた

しました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時44分 散 会

令和5年12月13日

建設経済常任委員会

委員長 千葉 栄幸